



栃木県公報

令和5(2023)年
1月26日(木)
号外
第1号

目次

人事委員会

- 栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正..... 1
- 職員の任用に関する規則の一部改正..... 1

人事委員会

栃木県人事委員会規則第1号

栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年1月26日

栃木県人事委員会委員長 井澤晃太郎

栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則

栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則（昭和48年栃木県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第3（第7条関係） 事務局長の専決事項</p> <p>1～3 略</p> <p>4 任用関係事項 (1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 試験問題専門委員設置規程（昭和35年栃木県人事委員会訓令第2号）第3条の規定による専門委員の任命</u></p> <p>5 給与関係事項 (1)～(9) 略</p> <p>(10) 住居手当の運用について（昭和49年12月26日付け人委第381号人事委員会委員長通知）<u>規則第6条関係第3項</u>に規定する協議に対する承認</p> <p>(11) 略</p> <p>6～8 略</p>	<p>別表第3（第7条関係） 事務局長の専決事項</p> <p>1～3 略</p> <p>4 任用関係事項 (1)～(6) 略</p> <p>5 給与関係事項 (1)～(9) 略</p> <p>(10) 住居手当の運用について（昭和49年12月26日付け人委第381号人事委員会委員長通知）<u>規則第7条関係第3項</u>に規定する協議に対する承認</p> <p>(11) 略</p> <p>6～8 略</p>

附則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県人事委員会規則第2号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年1月26日

栃木県人事委員会委員長 井澤晃太郎

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成28年栃木県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																														
<p>(採用試験の公告) 第9条 採用試験の公告は、<u>インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</u> 2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(受験資格の特例)</u></p> <p>5 <u>令和5年4月1日から令和12年3月31日までの間における別表第2職員(社会人対象)採用試験の部の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同部中「64歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:70%;">令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> <td style="width:30%;">60歳</td> </tr> <tr> <td>令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> <td>61歳</td> </tr> <tr> <td>令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> <td>62歳</td> </tr> <tr> <td>令和10年4月1日から 令和12年3月31日まで</td> <td>63歳</td> </tr> </table>	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	60歳	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	61歳	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで	62歳	令和10年4月1日から 令和12年3月31日まで	63歳	<p>(採用試験の公告) 第9条 採用試験の公告は、<u>県公報に登載するほか</u> <u>適切な方法により行うものとする。</u> 2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p>																																						
令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	60歳																																														
令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	61歳																																														
令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで	62歳																																														
令和10年4月1日から 令和12年3月31日まで	63歳																																														
<p>別表第1 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">採用試験の種類</th> <th style="width:10%;">区分試験</th> <th style="width:75%;">区分試験の対象となる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">職員(大学卒業程度)採用試験</td> <td>行政</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">職員(社会人対象)採用試験</td> <td>行政</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>林業</td> <td><u>主として林業に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>保健師</td> <td><u>保健師の免許を必要とする業務に従事することを職務とする職</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	採用試験の種類	区分試験	区分試験の対象となる職	職員(大学卒業程度)採用試験	行政	略	略	略	略			職員(社会人対象)採用試験	行政	略	林業	<u>主として林業に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</u>	略	略	保健師	<u>保健師の免許を必要とする業務に従事することを職務とする職</u>	略			<p>別表第1 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">採用試験の種類</th> <th style="width:10%;">区分試験</th> <th style="width:75%;">区分試験の対象となる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">職員(大学卒業程度)採用試験</td> <td>行政</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td><u>薬剤師の免許を必要とし、主として薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">職員(社会人対象)採用試験</td> <td>行政</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>建築</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	採用試験の種類	区分試験	区分試験の対象となる職	職員(大学卒業程度)採用試験	行政	略	薬剤師	<u>薬剤師の免許を必要とし、主として薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</u>	略	略	略			職員(社会人対象)採用試験	行政	略	略	略	建築	略	略		
採用試験の種類	区分試験	区分試験の対象となる職																																													
職員(大学卒業程度)採用試験	行政	略																																													
	略	略																																													
略																																															
職員(社会人対象)採用試験	行政	略																																													
	林業	<u>主として林業に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</u>																																													
	略	略																																													
	保健師	<u>保健師の免許を必要とする業務に従事することを職務とする職</u>																																													
略																																															
採用試験の種類	区分試験	区分試験の対象となる職																																													
職員(大学卒業程度)採用試験	行政	略																																													
	薬剤師	<u>薬剤師の免許を必要とし、主として薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</u>																																													
	略	略																																													
略																																															
職員(社会人対象)採用試験	行政	略																																													
	略	略																																													
	建築	略																																													
略																																															
<p>別表第2 (第8条関係)</p>	<p>別表第2 (第8条関係)</p>																																														

採用試験の種類	区分試験	受験資格	採用試験の種類	区分試験	受験資格
職員（大学卒業程度）採用試験	行政	略	職員（大学卒業程度）採用試験	行政	略
	略	略		薬剤師	<u>合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が32歳未満の者であって、薬剤師の免許取得者及び合格者の発表の日の属する年度の薬剤師国家試験で免許取得見込みの者</u>
	農芸化学	略		略	略
	林業	略		農芸化学	略
	総合土木	略		林業	略
	略	略		総合土木	略
略	略	略	略	略	略
職員（資格・免許職）採用試験	保健師	<u>合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が29歳未満の者であって、保健師の免許取得者及び合格者の発表の日の属する年度の保健師国家試験又は看護師国家試験で保健師の免許取得見込みの者</u>	職員（資格・免許職）採用試験	保健師	<u>合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が32歳未満の者であって、保健師の免許取得者及び合格者の発表の日の属する年度の保健師国家試験又は看護師国家試験で保健師の免許取得見込みの者</u>
	略	略		略	略
職員（社会人対象）採用試験	行政	略	職員（社会人対象）採用試験	行政	略
	林業	<u>合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が29歳以上64歳未満の者であって、人事委員会が別に定める職務経験を有するもの</u>		総合土木	略
	総合土木	<u>合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が29歳以上64歳未満の者であって、人事委員会が別に定める職務経験を有するもの</u>		建築	<u>合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が29歳以上39歳未満の者であって、1級建築士の免許取得者</u> _____
	保健師	<u>合格者の発表の日の属する年度の4月1日における年齢が29歳以上64歳未満の者であって、人事委員会が別に定</u>			_____

	める職務経験を有するもの			
略		略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定、別表第1職員（社会人対象）採用試験の部の改正規定及び別表第2職員（社会人対象）採用試験の部の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。